

令和8年第7回伊賀市教育委員会 議事日程

令和8年6月24日 10:00 ～

伊賀市役所 4階 会議室 406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和8年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

令和8年第6回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第56号 教育委員会職員の人事について

議案第57号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について

議案第58号 伊賀市教育委員会不適切な事務処理等の公表に関する要綱の制定について

日程第4 議案第59号 伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第60号 伊賀市就学等に関する細則の一部改正に係る専決処分の承認について

日程第5 議案第61号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

議案第62号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

日程第6 報告説明事項

① 令和7年伊賀市議会定例会令和8年6月定例会 教育行政関係一般質問について

- ② 寄附について（教育総務課）
- ③ 伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について
- ④ 寄附について（文化財課）
- ⑤ 「郷土の夜咄会」の開催について
- ⑥ 「大人の読書会」の開催について
- ⑦ 「図書館探偵団 2026」の開催について
- ⑧ 「三重県誕生 150 周年記念 調べ学習アドベンチャー！」の開催について
- ⑨ 「なつやすみ映画上映会」の開催について
- ⑩ 「映画上映会『疎開した 40 万冊の図書』」の開催について
- ⑪ 「伊賀市読書感想文コンクール作品募集」について
- ⑫ その他

議案第 56 号

教育委員会職員の人事について

教育委員会職員の人事について、次のとおり承認を求める。

令和8年6月24日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

処分内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

議案第 57 号

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市同和奨学金支給条例（平成 16 年伊賀市条例第 148 号）第 6 条及び伊賀市同和奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 13 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行おうとする。
- 2 委嘱・任命委員 別紙のとおり
- 3 委嘱・任命期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員名簿

委嘱・任命期間：令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日

	所 属	氏 名	委嘱・任命	備 考
1	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟八幡支部書記長)	山中 理恵	委嘱	再任
2	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟寺田支部支部長)	松村 哲夫	委嘱	再任
3	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟前川支部支部長)	林田 一雄	委嘱	再任
4	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟奥馬野支部支部長)	川極 岑生	委嘱	再任 (H17～)
5	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟老川支部支部長)	藤田 幸一	委嘱	再任
6	関係団体・地区代表者 (部落解放同盟下郡支部支部長)	吉田 和男	委嘱	再任
7	教育長	澤田 剛	任命	再任
8	人権生活環境部長	瀧口 嘉之	任命	再任
9	健康福祉部長	川北 喜道	任命	再任
10	教育委員会事務局長	福岡 香穂	任命	新任

【解職】

1	教育委員会事務局長	川部 千佳	解職 令和 8 年 3 月 31 日	
---	-----------	-------	-----------------------	--

改正

平成18年12月25日条例第55号

令和 2 年 5 月22日条例第16号

伊賀市同和奨学金支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、経済的理由により修学の困難な市内同和地区の生徒及び学生に対して伊賀市同和奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、教育格差の是正による部落差別の解消を目指すとともに、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された高等学校、高等専門学校の前記3年の課程、中等教育学校の後期3年の課程、専修学校の高等課程、各種学校又は特別支援学校の高等部及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置された長期間の普通職業訓練を行う職業能力開発校、障害者職業能力開発校をいう。
- (2) 大学等 学校教育法に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校の後期2年の課程、専修学校の専門課程又は一般課程及び職業能力開発促進法に基づき設置された長期間の高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校、障害者能力開発校及び職業能力開発大学校をいう。ただし、大学に設置される専攻科、別科及び大学院は除く。

(受給資格を有する者)

第 3 条 奨学金の受給資格を有する者は、次に該当する者とする。

- (1) 修学のため住所異動した場合を除き、本人、保護者とも市内同和地区の住民
- (2) 高等学校等又は大学等に在学する者
- (3) 経済的理由により修学が困難な者
- (4) 伊賀市が支給する他の奨学金の受給者又は受給決定者でない者
- (5) 高等学校等に在学する者にあつては高等学校等の在学を条件として、また大学等に在学する者にあつては大学等の在学を条件として伊賀市が支給する奨学金を今までに受給したことがない者

(支給額)

第4条 奨学金の支給額は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---------------|----|----------|
| (1) | 高等学校等に在学する者 | 年額 | 96,000円 |
| (2) | 国公立の大学等に在学する者 | 年額 | 120,000円 |
| (3) | 私立の大学等に在学する者 | 年額 | 144,000円 |

2 高等学校等の第1学年に在学する者には、高校等入学時奨学金として前項第1号の金額に2万円を加算して支給する。

(支給期間)

第5条 奨学金は、支給申請のあった年の4月より高等学校等及び大学等の学校教育法の規定による修業年限、職業能力開発促進法の規定による訓練期間の残り期間を限度として支給する。

(選考委員会の設置)

第6条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）を選考するため、伊賀市同和奨学金支給選考委員会を置く。

(支給の廃止)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、支給を廃止する。

- (1) 第3条に規定する受給資格を失ったとき。
- (2) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、上野市奨学金（同和）支給条例（昭和46年上野市条例第4号。以下「合併前の条例」という。）の規定により奨学金の支給を受けている者は、この条例の相当規定により奨学金を受けている者とみなす。

(支給額の特例)

3 第4条の規定にかかわらず、前項の規定により奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、合併前の条例に規定する額とする。

(令和2年度の支給額の特例)

- 4 第4条の規定にかかわらず、令和2年度に奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、高等学校等に在学する者については年額120,000円、国公立の大学等に在学する者については年額240,000円、私立の大学等に在学する者については年額240,000円とする。

附 則 (平成18年12月25日条例第55号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成19年 2 月 1 日教委規則第 1 号

平成21年 9 月30日教委規則第13号

平成22年 2 月26日教委規則第 1 号

平成24年 2 月29日教委規則第 1 号

平成25年 3 月29日教委規則第 2 号

平成27年11月18日教委規則第10号

令和 2 年 5 月22日教委規則第20号

令和 3 年 3 月18日教委規則第 4 号

伊賀市同和奨学金支給規則

(趣旨)

第 1 条 伊賀市同和奨学金支給条例（平成16年伊賀市条例第148号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、伊賀市同和奨学金（以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

(申請手続等)

第 2 条 初めて奨学金を受けようとする者は、次に掲げる書類を伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学金支給申請書（様式第 1 号）
- (2) 条例第 2 条に規定する高等学校等又は大学等の在学証明書
- (3) 奨学金を受けようとする者及び保護者を含む世帯員全員の記載のある住民票
- (4) 生計を一にする父母又は保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

2 受給 2 年目以降、継続して奨学金を受給しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、受給資格の確認を受けなければならない。

- (1) 奨学金継続支給申請書（様式第 2 号）
- (2) 条例第 2 条に規定する高等学校等又は大学等の在学証明書
- (3) 生計を一にする父母又は保護者の住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し

3 前 2 項の規定により書類を提出する場合で、様式第 1 号又は様式第 2 号において住民税の課税状況の確認・調査に関して同意し、教育委員会が第 8 条に規定する奨学生の決定に必要な住民税

の課税状況を確認できるときは、第1項第4号又は前項第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(選考委員会)

第3条 条例第6条に規定する伊賀市同和奨学金支給選考委員会（以下「選考委員会」という。）

は、教育委員会が委嘱又は任命する12人以内の委員で構成する。

- 2 選考委員会は、奨学金受給申請のあった者について審査を行い、奨学生としてふさわしい者を教育委員会へ報告するとともに、奨学金の支給廃止について審査する。

(組織)

第4条 選考委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考基準)

第7条 条例第3条第1号に規定する市内同和地区の住民とは、申請者又は申請者の保護者が市内同和地区に居住若しくは居住経験を有し、選考委員会において同和地区関係者等と認定される者とする。

- 2 条例第3条第3号に規定する経済的理由により修学が困難な者とは、高校等に在学する申請者については生計を一にする父母又は保護者の市民税所得割額の合計が年間で85,000円以下となる者とし、大学等に在学する申請者については年間で166,000円以下となる者とする。
- 3 その他選考に関し必要な事項は、選考委員会がこれを定める。

(奨学生の決定)

第8条 教育委員会は、選考委員会の報告に基づき、奨学生を決定したときは、支給決定通知書（様式第3号）又は継続支給決定通知書（様式第4号）を送付する。

(誓約書の提出)

第9条 奨学生として決定された者は、誓約書（様式第5号）を教育委員会へ提出しなければならない。

（奨学金支給の時期等）

第10条 奨学金は、次の3期に分けて、それぞれの最終月に次の割合により支払う。

第1期（4月分から8月分まで） 支給年額の12分の5

第2期（9月分から12月分まで） 支給年額の12分の4

第3期（1月分から3月分まで） 支給年額の12分の3

2 条例第4条第2項に定める高校等入学時奨学金については、前項の第1期分に加算して支給する。

（異動報告）

第11条 奨学生は、次のいずれかに該当するときには、速やかに教育委員会に異動届（様式第6号）を提出しなければならない。

（1） 休学、退学、転学又は復学したとき。

（2） 奨学生の氏名、住所等に異動があったとき。

（支給廃止の決定等）

第12条 条例第7条第3号の規定に基づき、奨学金廃止の決定をしようとするときは、選考委員会の審査に付すものとし、同条第1号又は第2号の規定により奨学金廃止の決定をした場合は、選考委員会へ報告するものとする。

2 教育委員会が支給廃止の決定をしたときは、奨学金支給廃止等通知書（様式第7号）により奨学生に通知するものとする。

3 奨学金の支給廃止は、支給廃止の原因となる事実の生じた日の翌月分から行う。

（奨学金の返還）

第13条 教育委員会は、奨学生が次のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1） 虚偽の申請によって奨学金を受けたとき。

（2） 条例第7条の規定により奨学金の支給廃止の決定を受けた場合、既に支給を受けた奨学金の額が本来受けるべき奨学金の額を超えているとき。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、上野市奨学金（同和）支給規則（昭和46年上野市規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度の申請手続の特例)

- 3 次項の規定により令和2年度において奨学金を受けようとする者は、第2条に規定する書類のほか、教育委員会が必要と認める書類を提出しなければならない。

(令和2年度における選考基準の特例)

- 4 令和2年度に限り、条例第3条第3号に規定する経済的理由により修学が困難な者とは、第7条第2項に規定する者のほか、その者と生計を一にする父母又は保護者の令和2年1月から同年6月までにおける収入（見込みを含む。以下同じ。）の額又は所得（見込みを含む。以下同じ。）の額の合計額が教育委員会が別に定める基準未満である者とする。ただし、当該合計額が収入にあつては2,964,000円以上、所得にあつては2,100,000円以上の場合は除くものとする。

(令和2年度の支給時期の特例)

- 5 令和2年度に限り、令和2年度に新たに奨学生として決定された者及び前項の規定により奨学生となった者に係る第10条第1項に規定する第1期の支給時期は、同項の規定にかかわらず、8月から9月までの間とする。

附 則（平成19年2月1日教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日教委規則第13号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月18日教委規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から執行する。

附 則（令和2年5月22日教委規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日教委規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 58 号

伊賀市教育委員会不適切な事務処理等の公表に関する要綱の制定について

伊賀市教育委員会不適切な事務処理等の公表に関する要綱の制定について、下記のとおり検討を求める。

令和8年6月24日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 提案理由 伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱が令和8年5月1日に施行されたことから、この例により教育委員会不適切な事務処理等の公表に関する要綱を制定する。
- 2 提案内容 別紙のとおり

伊賀市教育委員会不適切な事務処理等の公表に関する要綱

伊賀市教育委員会の所管に係る不適切な事務処理等の公表に関する要綱については、伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱（令和8年伊賀市告示第146号）の規定の例による。

附 則

この告示は、令和8年6月24日から施行する。

伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市の市長部局における不適切な事務処理等（指定管理業務及び委託(委任)業務における場合を含む。）について、公表を原則とすることにより、行政の透明性を確保し市民との信頼関係を築くとともに、再発防止を図り、より一層の情報開示を進めるために必要な事務処理の手順等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不適切な事務処理等 不適切な事務処理、個人情報の漏洩及び職務上の法令違反をいう。
- (2) 不適切な事務処理 次に掲げる要件を全て満たす事象をいう。
 - ア 事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因とする所期の目的と異なる結果を生起させた事象
 - イ 手順を定めて遵守することにより、防止が可能である事象
 - ウ 市民の権利、利益又は生活に具体的な影響を与え、又は与えるおそれのある事象
- (3) 個人情報の漏洩 事務の過程又は結果において、個人情報の漏洩が生じた事象
- (4) 所属長 不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等の長をいう。
- (5) 所管部局長 不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等を所管する部局の長をいう。
- (6) 判明日 不適切な事務処理等の事実が確定した日をいう。

(公表の対象)

第3条 不適切な事務処理等の公表は、別表第1に定める公表区分に応じて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 公表することが市民等関係者に不利益をもたらすおそれがあるとき。
- (2) 公表することが捜査、裁判等に支障を来すおそれがあるとき。
- (3) 当該不適切な事務処理等の原因が、当市以外の者に起因するとき。
- (4) 伊賀市職員の懲戒処分等の公表基準（平成19年伊賀市訓令第44号）の対象となるとき。

(公表の決定)

第4条 所属長は、所属内における不適切な事務処理等が判明したときは、直ちに市長・副市長報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により、市長、副市長その他別表第2に掲げる職にある者への報告を行わなければならない。

2 所管部局長は、前項の規定により報告を受けたときは、当該不適切な事務処理等について、第3条に規定する公表区分を決定しなければならない。

3 所属長は、公表に当たって必要があるときは、関係する団体及び個人に事前の了承を得るものとする。

(個別公表)

第5条 不適切な事務処理等のうち前条第2項の規定により個別公表と決定したものの公表は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公表は、報道関係者への資料提供及び市ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載により行う。

(2) 所属長は、当該不適切な事務処理等の内容に応じて、判明日から10開庁日以内の適切な時機に公表を行う。

(3) 所属長は、公表の日の前日（不適切な事務処理等の内容により至急に公表する必要がある場合は、公表の日）までに報告書及び公表に用いる資料を作成し、総務課長に提出する。

(4) 報道関係者への資料提供は、所属長が行う。

(5) ホームページへの掲載は、総務課長が行う。

(6) 公表に関する問合せの対応は、所属長が行う。

(一括公表)

第6条 不適切な事務処理等のうち第4条第2項の規定により一括公表と決定したものの公表は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公表は、ホームページへの掲載により行う。

(2) 所属長は、判明日から10開庁日以内に報告書を作成し、総務課長に提出する。

(3) 総務課長は、前号の規定により提出された報告書を種類ごとに区分し、原則として毎月15日に、判明日が前月であるものをホームページに掲載する。

(4) 公表に関する問合せの対応は、原則として所属長が行う。

(再発防止策の対応等)

第7条 所属長は、内部リスクを整理し必要な再発防止策を講じるとともに、内部統制基本方針に基づき適切に処理するものとする。

2 総務課長は、第5条及び第6条の規定により公表した不適切な事務処理等に係る報告書の写しを、公表後速やかに行政改革課長に提出するものとする。

(文書の保存年限)

第8条 別記様式の保存年限は、1年とする。ただし、別に定めた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

公表区分	要件
個別公表	(1) 100人を超える個人情報の漏洩があったもの (2) 特に秘匿性の高い個人情報の漏洩があったもの (3) 今後、被害拡大又は二次被害のおそれがあるもの (4) 市民等の生命、身体又は財産に深刻な影響を与えたもの (5) 市民又は社会に原状回復しがたい影響を与えたもの (6) 関係者への説明が個別に行い難いもののうち、市民等への速やかな注意喚起が必要なもの (7) 故意または重大な過失による誤った事務処理があったもの (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が公表すべきと判断するもの
一括公表	個別公表の要件に該当しないもの

別表第2 (第4条関係)

政策調整統括参与 総合危機管理統括参与 所管部長 未来政策部次長 未来政策部 秘書広報課長 総務部長 総務部次長 総務部人事課長 (人事案件の場合のみ)

議案第 59 号

伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例（平成 28 年伊賀市条例第 8 号）第 11 条第 2 項の規定に基づく委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項により専決処分したので同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分理由 | 任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を行う必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 委嘱期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |

専決第 16 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市いじめ問題専門委員会名簿

委嘱期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

区 分	職 業 等	名 前	委 嘱	備 考
第1号 委員	臨床心理士	木村 敦裕	委嘱	再任
第2号 委員	鈴鹿医療科学大学 助教授	上原 俊介	委嘱	再任
第3号 委員	伊賀市総務部 法務統括官	塩谷 尚也	委嘱	再任
第4号 委員	株式会社オークワ部長代理	木村 裕司	委嘱	再任

- 【区分】伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例 第11条第2項
- 第1号 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者
 - 第2号 学識経験を有する者
 - 第3号 弁護士
 - 第4号 教育委員会が必要と認める者

伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 伊賀市いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第8条）

第3章 伊賀市いじめ問題専門委員会（第9条―第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が設置する伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 伊賀市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ防止対策に係る情報共有
- (2) いじめ防止対策に係る関係機関等の連携の推進
- (3) その他いじめ防止対策に関し必要と認める事項

（組織等）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 心理、福祉等に関する関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、連絡協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議（以下この章において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第3章 伊賀市いじめ問題専門委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、伊賀市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第10条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策の実効的な実施に関すること。

- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
(組織等)

第 11 条 専門委員会は、委員 4 人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの問題行動等に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者
(2) 学識経験を有する者
(3) 弁護士
(4) 教育委員会が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 4 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 12 条 専門委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条 専門委員会の会議（以下この章において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 14 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 15 条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は専門委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に行われる連絡協議会又は専門委員会の会議は、第6条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

議案第 60 号

伊賀市就学等に関する細則の一部改正に係る専決処分の承認について

伊賀市就学等に関する細則の一部を改正する規則について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- 1 改正理由 壬生野小学校及び霊峰中学校の学区として指定している西之澤において、その一部が大沢自治会に属していることが判明した。地域活動等の生活実態を踏まえると、大山田小学校及び大山田中学校の学区に指定することが適切であるため、壬生野小学校・大山田小学校・霊峰中学校・大山田中学校の学区の改正が必要となったため、専決処分を行ったことについて承認を求めようとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 8 年 6 月 1 日

専決第 17 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 澤田 剛

伊賀市就学等に関する細則の一部を改正する規則

伊賀市就学等に関する細則（平成16年伊賀市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 壬生野の項中「西之澤」を「西之澤（大沢自治会区域を除く。）」に改め、同表大山田の項中「千戸 真泥」を「千戸 西之澤（大沢自治会区域） 真泥」に改める。

別表第2 霊峰の項中「西之澤」を「西之澤（大沢自治会区域を除く。）」に改め、同表大山田の項中「千戸 真泥」を「千戸 西之澤（大沢自治会区域） 真泥」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

伊賀市就学等に関する細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
伊賀市就学等に関する細則 第1条～第14条（略） 別表第1（第4条関係） 小学校学区一覧表		伊賀市就学等に関する細則 第1条～第14条（略） 別表第1（第4条関係） 小学校学区一覧表	
学校名	通学区	学校名	通学区
上野東	緑ヶ丘東町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘本町 緑ヶ丘西町 緑ヶ丘南町 上野茅町 上野池町 上野恵美須町 上野伊予町（上野寺町自治会区域を除く。） 上野桑町 上野車坂町 上野田端町 生琉里 下友生（緑ヶ丘南町・生琉里・緑ヶ丘南ニュータウン自治会区域・下友生橋以西の久米川以北区域） 西明寺（上野車坂町・緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生琉里・南西明寺自治会区域） 荒木（南西明寺自治会区域） 久米町（上野桑町・緑ヶ丘南町自治会区域） 平野蔵垣内（上野車坂町自治会区域）	上野東	緑ヶ丘東町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘本町 緑ヶ丘西町 緑ヶ丘南町 上野茅町 上野池町 上野恵美須町 上野伊予町（上野寺町自治会区域を除く。） 上野桑町 上野車坂町 上野田端町 生琉里 下友生（緑ヶ丘南町・生琉里・緑ヶ丘南ニュータウン自治会区域・下友生橋以西の久米川以北区域） 西明寺（上野車坂町・緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生琉里・南西明寺自治会区域） 荒木（南西明寺自治会区域） 久米町（上野桑町・緑ヶ丘南町自治会区域） 平野蔵垣内（上野車坂町自治会区域）
上野西	上野赤坂町 上野玄蕃町 上野片原町 上野鍛冶町 平野蔵垣内（上野車坂町自治会区域を除く。） 平野上川原 平野六反田 平野山之下 平野樋之口 平野北谷 平野中川原 平野清水 平野見能 平野城北町 平野西町 平野東町 上野相生町 上野忍町 上野東日南町 上野西日南町 上野愛宕町 上野鉄砲町 上野紺屋町 上野三之西町 上野小玉町 上野中町 上野東町 上野魚町 上野福居町 上野徳居町 上野向島町 上野西町 上野丸之内 上野西大手町 上野幸坂町 上野下幸坂町 上野万町 上野新町 小田町 上野寺町 上野農人町 服部町（服部川以南） 木興町（上野下幸坂町自治会区域） 上野伊予町（上野寺町自治会区域） 久米町（上野愛宕町自治会区域）	上野西	上野赤坂町 上野玄蕃町 上野片原町 上野鍛冶町 平野蔵垣内（上野車坂町自治会区域を除く。） 平野上川原 平野六反田 平野山之下 平野樋之口 平野北谷 平野中川原 平野清水 平野見能 平野城北町 平野西町 平野東町 上野相生町 上野忍町 上野東日南町 上野西日南町 上野愛宕町 上野鉄砲町 上野紺屋町 上野三之西町 上野小玉町 上野中町 上野東町 上野魚町 上野福居町 上野徳居町 上野向島町 上野西町 上野丸之内 上野西大手町 上野幸坂町 上野下幸坂町 上野万町 上野新町 小田町 上野寺町 上野農人町 服部町（服部川以南） 木興町（上野下幸坂町自治会区域） 上野伊予町（上野寺町自治会区域） 久米町（上野愛宕町自治会区域）

改正後				改正前			
	久米	木興町（上野下幸坂町・上野ニュータウン自治会区域を除く。） 八幡町 久米町（上野桑町・上野愛宕町・緑ヶ丘南町自治会区域を除く。） 四十九町 守田町 間屋町 陽光台			久米	木興町（上野下幸坂町・上野ニュータウン自治会区域を除く。） 八幡町 久米町（上野桑町・上野愛宕町・緑ヶ丘南町自治会区域を除く。） 四十九町 守田町 間屋町 陽光台	
	府中	服部町（服部川以南を除く。） 東条 西条 土橋 印代 千歳 佐那具町 山神 外山 坂之下 一之宮（寺田自治会区域を除く。）			府中	服部町（服部川以南を除く。） 東条 西条 土橋 印代 千歳 佐那具町 山神 外山 坂之下 一之宮（寺田自治会区域を除く。）	
	中瀬	西明寺（上野車坂町・緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生琉里・南西明寺自治会区域を除く。） 高畑 羽根 寺田 荒木（南西明寺自治会区域を除く。） 一之宮（寺田自治会区域）			中瀬	西明寺（上野車坂町・緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生琉里・南西明寺自治会区域を除く。） 高畑 羽根 寺田 荒木（南西明寺自治会区域を除く。） 一之宮（寺田自治会区域）	
	友生	上友生 下友生（緑ヶ丘南町・生琉里・緑ヶ丘南ニュータウン自治会区域・下友生橋以西の久米川以北区域を除く。） 界外 中友生 蓮池 喰代 高山 依那具（ゆめが丘自治会区域） 市部（向芝・ゆめが丘自治会区域） ゆめが丘一丁目 ゆめが丘二丁目 ゆめが丘三丁目 ゆめが丘四丁目 ゆめが丘五丁目 ゆめが丘六丁目 ゆめが丘七丁目			友生	上友生 下友生（緑ヶ丘南町・生琉里・緑ヶ丘南ニュータウン自治会区域・下友生橋以西の久米川以北区域を除く。） 界外 中友生 蓮池 喰代 高山 依那具（ゆめが丘自治会区域） 市部（向芝・ゆめが丘自治会区域） ゆめが丘一丁目 ゆめが丘二丁目 ゆめが丘三丁目 ゆめが丘四丁目 ゆめが丘五丁目 ゆめが丘六丁目 ゆめが丘七丁目	
	上野南	才良 上郡 依那具（ゆめが丘自治会区域を除く。） 沖下郡 森寺 市部（向芝・ゆめが丘自治会区域を除く。） 比自岐 岡波 摺見 上神戸 下神戸 古郡 上林 枅川 比土 朝日ヶ丘町			上野南	才良 上郡 依那具（ゆめが丘自治会区域を除く。） 沖下郡 森寺 市部（向芝・ゆめが丘自治会区域を除く。） 比自岐 岡波 摺見 上神戸 下神戸 古郡 上林 枅川 比土 朝日ヶ丘町	
	三訪	大谷 三田 野間 諏訪			三訪	大谷 三田 野間 諏訪	
	成和東	猪田 山出 笠部 上之庄（七本木自治会区域を除く。） 蔵縄手 菖蒲池 鍛冶屋 東谷 安場 湯屋谷 古山界外			成和東	猪田 山出 笠部 上之庄（七本木自治会区域を除く。） 蔵縄手 菖蒲池 鍛冶屋 東谷 安場 湯屋谷 古山界外	
	成和西	大野木（上野ニュータウン自治会区域を除く。） 大内 法花（上野ニュータウン自治会区域を除く。） 白檜 七本木 上之庄（七本木自治会区域） 予野 治田 大滝 桂			成和西	大野木（上野ニュータウン自治会区域を除く。） 大内 法花（上野ニュータウン自治会区域を除く。） 白檜 七本木 上之庄（七本木自治会区域） 予野 治田 大滝 桂	
	上野北	長田 朝屋 木興町（上野ニュータウン自治会区域） 大			上野北	長田 朝屋 木興町（上野ニュータウン自治会区域） 大	

改正後				改正前			
		野木（上野ニュータウン自治会区域） 法花（上野ニュータウン自治会区域） 東高倉 西高倉 岩倉 西山				野木（上野ニュータウン自治会区域） 法花（上野ニュータウン自治会区域） 東高倉 西高倉 岩倉 西山	
柘植		一ツ家 柘植町 野村 中柘植 上村 小杉		柘植		一ツ家 柘植町 野村 中柘植 上村 小杉	
西柘植		愛田 下柘植 楯岡 新堂 御代 柏野		西柘植		愛田 下柘植 楯岡 新堂 御代 柏野	
壬生野		<u>西之澤（大沢自治会区域を除く。）</u> 川西 川東 山畑 希望ヶ丘		壬生野		<u>西之澤</u> 川西 川東 山畑 希望ヶ丘	
島ヶ原		島ヶ原		島ヶ原		島ヶ原	
阿山		石川 千貝 馬田 田中 馬場 川合 円徳院 阿山ハイッ 波敷野 丸柱 音羽 上友田 東湯舟 西湯舟 中友田 下友田 湯舟 玉滝 内保 槇山		阿山		石川 千貝 馬田 田中 馬場 川合 円徳院 阿山ハイッ 波敷野 丸柱 音羽 上友田 東湯舟 西湯舟 中友田 下友田 湯舟 玉滝 内保 槇山	
大山田		千戸 <u>西之澤（大沢自治会区域）</u> 真泥 畑村 炊村 甲野 鳳凰寺 中村 出後 富岡 平田 川北 広瀬 奥馬野 中馬野 坂下 上阿波 猿野 富永 下阿波		大山田		千戸 真泥 畑村 炊村 甲野 鳳凰寺 中村 出後 富岡 平田 川北 広瀬 奥馬野 中馬野 坂下 上阿波 猿野 富永 下阿波	
青山		阿保 青山羽根 別府 寺脇 岡田 柏尾 川上 奥鹿野 桐ヶ丘 伊勢路 下川原 北山 勝地 妙楽地 瀧 種生 老川 高尾 霧生 腰山 諸木 福川		青山		阿保 青山羽根 別府 寺脇 岡田 柏尾 川上 奥鹿野 桐ヶ丘 伊勢路 下川原 北山 勝地 妙楽地 瀧 種生 老川 高尾 霧生 腰山 諸木 福川	

別表第2（第4条関係）

中学校学区一覧表

学校名	通学区
崇広	東高倉 西高倉 岩倉 西山 長田 朝屋 小田町 上野西大手町 上野西町 上野向島町 上野福居町 上野徳居町 上野小玉町 上野万町 上野三之西町 上野忍町 上野丸之内 上野鉄砲町 上野幸坂町 上野下幸坂町 上野東日南町 上野西日南町 上野愛宕町 上野中町 上野東町 上野魚町 上野紺屋町 上野相生町 上野鍛冶町 上野片原町 上野玄蕃町 上野新町 上野赤坂町 上野農人町 上野寺町 上野伊予町（上野寺町自治会区域） 木興町 八幡町 久米町（上野桑町・緑ヶ丘南

別表第2（第4条関係）

中学校学区一覧表

学校名	通学区
崇広	東高倉 西高倉 岩倉 西山 長田 朝屋 小田町 上野西大手町 上野西町 上野向島町 上野福居町 上野徳居町 上野小玉町 上野万町 上野三之西町 上野忍町 上野丸之内 上野鉄砲町 上野幸坂町 上野下幸坂町 上野東日南町 上野西日南町 上野愛宕町 上野中町 上野東町 上野魚町 上野紺屋町 上野相生町 上野鍛冶町 上野片原町 上野玄蕃町 上野新町 上野赤坂町 上野農人町 上野寺町 上野伊予町（上野寺町自治会区域） 木興町 八幡町 久米町（上野桑町・緑ヶ丘南

改正後				改正前			
		町自治会区域を除く。) 守田町 四十九町 問屋町 陽光台 大野木(上野ニュータウン自治会区域) 法花(上野ニュータウン自治会区域) 平野城北町 平野見能 平野山ノ下 平野清水 平野中川原 平野北谷				町自治会区域を除く。) 守田町 四十九町 問屋町 陽光台 大野木(上野ニュータウン自治会区域) 法花(上野ニュータウン自治会区域) 平野城北町 平野見能 平野山ノ下 平野清水 平野中川原 平野北谷	
	緑ヶ丘	上友生 下友生 生疏里 界外 中友生 蓮池 喰代 高山 緑ヶ丘東町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘本町 緑ヶ丘西町 緑ヶ丘南町 上野車坂町 上野田端町 上野伊予町 (上野寺町自治会区域を除く。) 上野茅町 上野池町 上野恵美須町 上野桑町 久米町(上野桑町・緑ヶ丘南町自治会区域) 西明寺(緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生疏里・南西明寺・上野車坂町自治会区域) 荒木(南西明寺自治会区域) 平野蔵垣内(上野車坂町自治会区域) 依那具(ゆめが丘自治会区域) 市部(向芝・ゆめが丘自治会区域) ゆめが丘一丁目 ゆめが丘二丁目 ゆめが丘三丁目 ゆめが丘四丁目 ゆめが丘五丁目 ゆめが丘六丁目 ゆめが丘七丁目			緑ヶ丘	上友生 下友生 生疏里 界外 中友生 蓮池 喰代 高山 緑ヶ丘東町 緑ヶ丘中町 緑ヶ丘本町 緑ヶ丘西町 緑ヶ丘南町 上野車坂町 上野田端町 上野伊予町 (上野寺町自治会区域を除く。) 上野茅町 上野池町 上野恵美須町 上野桑町 久米町(上野桑町・緑ヶ丘南町自治会区域) 西明寺(緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生疏里・南西明寺・上野車坂町自治会区域) 荒木(南西明寺自治会区域) 平野蔵垣内(上野車坂町自治会区域) 依那具(ゆめが丘自治会区域) 市部(向芝・ゆめが丘自治会区域) ゆめが丘一丁目 ゆめが丘二丁目 ゆめが丘三丁目 ゆめが丘四丁目 ゆめが丘五丁目 ゆめが丘六丁目 ゆめが丘七丁目	
	城東	諏訪 大谷 三田 野間 東条 西条 土橋 印代 千歳 佐那具町 山神 外山 坂之下 一之宮 服部町 西明寺(緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生疏里・南西明寺・上野車坂町自治会区域を除く。) 高畑 羽根 寺田 荒木(南西明寺自治会区域を除く。) 平野蔵垣内(上野車坂町自治会区域を除く。) 平野上川原 平野六反田 平野樋之口 平野西町 平野東町			城東	諏訪 大谷 三田 野間 東条 西条 土橋 印代 千歳 佐那具町 山神 外山 坂之下 一之宮 服部町 西明寺(緑ヶ丘東町・緑ヶ丘南町・生疏里・南西明寺・上野車坂町自治会区域を除く。) 高畑 羽根 寺田 荒木(南西明寺自治会区域を除く。) 平野蔵垣内(上野車坂町自治会区域を除く。) 平野上川原 平野六反田 平野樋之口 平野西町 平野東町	
	上野南	才良 上郡 依那具(ゆめが丘自治会区域を除く。) 沖下郡 森寺 市部(向芝・ゆめが丘自治会区域を除く。) 比自岐 岡波 摺見 上神戸 下神戸 古郡 上林 枅川 比土 朝日ヶ丘町 大野木(上野ニュータウン自治会区域を除く。) 大内 法花(上野ニュータウン自治会区			上野南	才良 上郡 依那具(ゆめが丘自治会区域を除く。) 沖下郡 森寺 市部(向芝・ゆめが丘自治会区域を除く。) 比自岐 岡波 摺見 上神戸 下神戸 古郡 上林 枅川 比土 朝日ヶ丘町 大野木(上野ニュータウン自治会区域を除く。) 大内 法花(上野ニュータウン自治会区	

改正後		改正前	
	域を除く。) 白檜 七本木 猪田 山出 笠部 上之庄 予野 大滝 桂 治田 蔵縄手 菖蒲池 鍛冶屋 東谷 安場 湯屋谷 古山界外		域を除く。) 白檜 七本木 猪田 山出 笠部 上之庄 予野 大滝 桂 治田 蔵縄手 菖蒲池 鍛冶屋 東谷 安場 湯屋谷 古山界外
柘植	一ツ家 柘植町 野村 中柘植 上村 小杉	柘植	一ツ家 柘植町 野村 中柘植 上村 小杉
霊峰	愛田 下柘植 楯岡 新堂 御代 柏野 <u>西之澤（大沢自治会区域を除く。）</u> 川西 川東 山畑 希望ヶ丘	霊峰	愛田 下柘植 楯岡 新堂 御代 柏野 <u>西之澤</u> 川西 川東 山畑 希望ヶ丘
島ヶ原	島ヶ原	島ヶ原	島ヶ原
阿山	石川 千貝 馬田 田中 馬場 川合 円徳院 波敷野 阿山ハイツ 玉滝 内保 楨山 上友田 東湯舟 西湯 舟 中友田 下友田 湯舟 丸柱 音羽	阿山	石川 千貝 馬田 田中 馬場 川合 円徳院 波敷野 阿山ハイツ 玉滝 内保 楨山 上友田 東湯舟 西湯 舟 中友田 下友田 湯舟 丸柱 音羽
大山田	上阿波 猿野 富永 下阿波 千戸 <u>西之澤（大沢自治会区域）</u> 真泥 畑村 炊村 甲野 鳳凰寺 中村 出後 富岡 平田 川北 広瀬 奥馬野 中馬野 坂下	大山田	上阿波 猿野 富永 下阿波 千戸 真泥 畑村 炊村 甲野 鳳凰寺 中村 出後 富岡 平田 川北 広瀬 奥馬野 中馬野 坂下
青山	阿保 青山羽根 別府 寺脇 岡田 柏尾 川上 奥鹿 野 桐ヶ丘 伊勢路 下川原 北山 勝地 妙楽地 瀧 種生 老川 高尾 霧生 腰山 諸木 福川	青山	阿保 青山羽根 別府 寺脇 岡田 柏尾 川上 奥鹿 野 桐ヶ丘 伊勢路 下川原 北山 勝地 妙楽地 瀧 種生 老川 高尾 霧生 腰山 諸木 福川
様式第1号～様式第9号（略）		様式第1号～様式第9号（略）	

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

議案第 61 号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 50 号）第 4 条の規定に基づく委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分理由 | 団体からの派遣役員交代に伴い、委員を解嘱及び委嘱する必要があるため専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解嘱及び委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 解嘱日 | 令和 8 年 6 月 2 日 |
| 4 委嘱期間 | 令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（前任者の残任期間） |

専決第 18 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 2 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員名簿

※ 委嘱期間 令和６年１０月１日～令和８年９月３０日

No.	所属	氏名	委嘱	備考
1	読み聞かせ活動団体	岡山 恵美子		
2	伊賀市社会教育委員会	中嶋 恭子		
3	伊賀市青少年育成市民会議	田中 康裕	委嘱 令和８年６月３日	新任
4	伊賀市ＰＴＡ連合会	南畑 陽子		
5	市民公募	家城 円		
6	市民公募	竹島 みち子		
7	伊賀市公立幼稚園	松永 愛		
8	伊賀市公立保育所	松村 幸世		
9	伊賀市公立小学校	田中 智彦		
10	伊賀市公立中学校	澤 健史		
11	伊賀市内公立高等学校図書館司書	瀧本 志津代		
12	伊賀市図書館協議会	柴田 正美		
13	伊賀市社会事業協会	松田 昌子		
14	民生委員児童委員	松尾 明彦		
15	学識経験者	岡野 裕行		

【解嘱】 辞職日：令和8年6月2日

No.	所属	氏名	解嘱	備考
I	伊賀市青少年育成市民会議	増永 秀美	解嘱	

○伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

平成19年12月26日 条例第50号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

(設置)

第1条 少子化社会における伊賀市の子どもたちの健全育成を推進するための諸施策（以下「育成諸施策」という。）を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、育成諸施策について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 委員会には、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会設置要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第14号）により委員に委嘱された委員は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。

議案第 62 号

伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市青少年センター運営委員会委員の解職及び委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 8 年 6 月 24 日提出

伊賀市教育委員会教育長 澤田 剛

記

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分理由 | 構成団体の交代により解職及び後任委員を委嘱する必要があるため、専決を行ったことに対する承認を求めようとする。 |
| 2 解嘱及び委嘱委員 | 別紙のとおり |
| 3 解嘱日 | 令和 8 年 6 月 3 日 |
| 4 委嘱期間 | 別紙のとおり |

専決第 19 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 3 日

伊賀市教育委員会
教育長 澤田 剛

伊賀市青少年センター運営委員会委員名簿

※委嘱期間 令和7年6月1日～令和9年5月31日

氏名	選出母体	初年委嘱年月日	備考
伊室 春利	伊賀市民生委員児童委員連合会	令和8年4月1日	
飛井 浩也	伊賀保護司会	令和7年6月1日	
松本 徹	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月7日	
服部 秀一	高等学校校長	令和8年4月1日	
里田 雅彦	伊賀市小中学校校長会	令和8年4月7日	
廣岡 伸幸	上野児童福祉会連合会	平成30年7月1日	
森川 徹	伊賀市PTA連合会	令和5年6月1日	
増田 昭子	伊賀市更生保護女性の会	令和2年6月1日	
東構 昌子	伊賀地区少年警察協助力協議会	令和5年6月1日	
辻 雅則	伊賀警察署	令和8年4月1日	
間邪 修弘	三重県伊賀児童相談所	令和7年6月1日	
釜井 宣尚	上野商工会議所	令和7年6月1日	
小坂 宣子	伊賀市商工会	令和7年6月1日	
川北 喜道	伊賀市社会福祉事務所	令和7年6月1日	
中井 洸一	伊賀市青少年育成市民会議	令和2年7月1日	
宮田 隆司	伊賀市青少年育成市民会議	令和8年6月3日	新任
川口 文克	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	
富岡 通郎	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	

【解嘱】令和8年6月3日

氏名	選出母体	初年委嘱年月日	備考
奥澤 重久	伊賀市青少年育成市民会議	令和7年6月1日	

改正

平成21年 3 月 6 日条例第16号

平成30年12月27日条例第49号

令和元年10月 1 日条例第24号

伊賀市青少年センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、その愛護補導を行うため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市青少年センター

位置 伊賀市上友生785番地

(業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

(運営委員会)

第 4 条 青少年センターの活動方針、業務実施計画及び運営事項を審議するため、青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、関係機関及び団体の代表者又は構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者のうちから30人以内を伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、任期内であっても、委員が第2項に定める関係機関及び団体の代表者又は構成員でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

- 5 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 6 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(職員)

第 5 条 青少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他の職員 若干人

2 前項に規定する職員のうち所長は、委員会職員を、その他の職員は、委員会職員及び委員会が任命した者をもって充てる。

3 所長は、青少年センターの業務を統括し、その他の職員は、所長の命を受け業務を遂行する。

(補導員等)

第 6 条 青少年センターに補導の業務を行う次の者を置く。

- (1) 主任補導員
- (2) 補導員

2 主任補導員は、前条第 1 項第 2 号に規定するその他の職員のうち、委員会が任命した者とする。

3 補導員は、関係機関及び団体の構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者を委員会が委嘱又は任命する。

4 補導員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の規定に関わらず、任期内であっても、補導員が第 3 項に定める関係機関及び団体の構成員でなくなったときは、補導員を辞したものとみなす。

6 主任補導員及び補導員は、青少年センターの業務実施計画に基づき必要と認める青少年の補導を行う。

(補導員証)

第 7 条 委員会は、主任補導員及び補導員に対し、その身分を証するため補導員証を交付する。

- 2 主任補導員及び補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月6日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市青少年センター条例第4条第2項の規定により、委嘱又は任命された青少年センター運営委員会の委員の任期は、この条例の施行の日から起算するものとする。

附 則 (平成30年12月27日条例第49号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日条例第24号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

改正

平成21年 3 月27日教委規則第 6 号

平成23年 2 月28日教委規則第 1 号

平成23年 5 月31日教委規則第 7 号

平成27年 5 月25日教委規則第 8 号

令和 5 年 3 月20日教委規則第 5 号

伊賀市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市青少年センター条例（平成16年伊賀市条例第252号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の委員の委嘱等)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 1 のとおりとする。

(補導員の委嘱等)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項に規定する関係機関及び団体は、別表第 2 のとおりとする。

(補導員証)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する補導員証は、様式第 1 号によるものとする。

(簿冊)

第 5 条 青少年センターに次の簿冊を備える。

- (1) 補導員証交付簿
- (2) 補導日誌（様式第 2 号）
- (3) 青少年相談処理書綴（様式第 3 号）
- (4) 青少年補導報告書綴（様式第 4 号）
- (5) 会議録

附 則

この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日教委規則第 6 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日教委規則第7号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日教委規則第8号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	民生委員児童委員連合会
2	保護司会
3	防犯協会
4	小中学校校長会
5	高等学校校長
6	小中学校校長会生活指導担当
7	児童福祉会連合会
8	P T A連合会
9	更生保護女性の会
10	少年警察協助力協議会
11	警察署
12	児童相談所
13	商工会議所
14	商工会
15	職域防犯組合連合会
16	社会福祉事務所
17	伊賀市青少年育成市民会議

別表第2（第3条関係）

1	伊賀地区少年警察協助力
2	三重県立入調査員
3	三重県警察少年指導委員

4 伊賀少年サポートセンター

5 関係市職員

6 青少年センター職員

（表）

第	号	補 導 員 証		市章
下記の者は、伊賀市青少年センターの補導員であることを証明する。				
		氏 名		
		生年月日	年 月 日生	
		所 属		
		年 月 日発行		
伊賀市教育委員会				

（裏）

伊賀市青少年センター条例抜粋
第3条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。
（1） 街頭補導
（2） 青少年相談
（3） 有害環境の発見と調査
（4） 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
（5） その他青少年の非行防止に必要な事項
伊賀市青少年センター運営要領抜粋
2 街頭補導
（1） 青少年の服装、態度、行動から総合的に判断して、非行性のあると認められる者を対象として補導を行うこと。
（2） 発見した青少年で、犯罪あるいは非行性の強い者については、即時警察に連絡してその処理を委ねること。
注意事項
1 不用になったときは、必ず本証を青少年センターへ返納すること。
2 本証を他人に貸与しないこと。

月 日（ 曜日） 天候				
補 導 従 事 員	所 属	氏 名	所 属	氏 名
業 務 種 別		活 動 状 況		
参考事項				

様式第3号（第5条関係）

青 少 年 相 談 処 理 書

相談係員
職 氏名

受理年月日 願出人 の住所・職業氏名		
青 少 年	願出人との続柄 住所 職業 氏 名 生年月日	年 月 日 生（ 歳）
相 談 の 概 要		
処 理 方 法		
処 理		
備 考		

伊賀市青少年センター

様式第4号（第5条関係）

青 少 年 補 導 報 告 書

伊賀市青少年センター

年 月 日 伊賀市青少年センター所長 様 報告者		
補 導 青 少 年	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
同 上 青 少 年 の 保 護 者	住 所	
	職 業 氏 名 年 齢	年 月 日生（ 歳）
非 行 の 概 要		
処 理		
備 考		

令和 8 年第 7 回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2026 年（令和 8 年） 6 月 24 日（水曜日） 午前 10 時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4 階 406 会議室
3. 出席者 : 澤田教育長、中委員、野口委員、内藤委員、福岡事務局長、中事務局次長兼政策調整監、小林社会教育推進監兼中央図書館長、藤田教育総務課長、中釜教育施設課長、太田学校教育課長、藤原生涯学習課長兼中央公民館長、笠井文化財課長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 1 人
5. 協議事項 :
 - 議案第 56 号 教育委員会職員の人事について
 - 議案第 57 号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命について
 - 議案第 58 号 伊賀市教育委員会不適切な事務処理等の公表に関する要綱の制定について
 - 議案第 59 号 伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
 - 議案第 60 号 伊賀市就学等に関する細則の一部改正に係る専決処分の承認について
 - 議案第 61 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
 - 議案第 62 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認について
6. 報告事項 :
 - ① 令和 7 年伊賀市議会定例会令和 8 年 6 月定例会 教育行政関係一般質問について
 - ② 寄附について（教育総務課）
 - ③ 伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部改正について
 - ④ 寄附について（文化財課）
 - ⑤ 「郷土の夜咄会」の開催について
 - ⑥ 「大人の読書会」の開催について
 - ⑦ 「図書館探偵団 2026」の開催について
 - ⑧ 「三重県誕生 150 周年記念 調べ学習アドベンチャー！」の開催に

ついて

- ⑨ 「なつやすみ映画上映会」の開催について
- ⑩ 「映画上映会『疎開した40万冊の図書』」の開催について
- ⑪ 「伊賀市読書感想文コンクール作品募集」について
- ⑫ その他

閉会： 11時19分

署名委員： 野口委員

教育長

皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。
台風6号の影響で当初の日程に変更が起きた6月定例会会議ですが、一般質問、予算常任委員会も終わり、26日で閉会の予定です。一般質問では教育委員会に対しまして6人の方から「青色切符導入後の交通安全指導」「子どもの放課後にかかわる教育と福祉部局との連携」「学校問題解決における相談体制・支援体制」「体育館空調機器の整備」「多様な学びの保障」等々、いろいろな視点からご質問をいただきました。特に、「体育館の空調機器の整備」「多様な学びの保障」については、一定の期間を要する取組です。この後、真摯に進めていく必要があります。詳細は日程第6「報告説明事項」のところで行います。

さて、今年度は民間プール施設を活用して、体育の水泳指導を行っている小学校は10校です。専門的な水泳指導はもちろんのこと、学校は水質管理、衛生管理、安全対策にこれまで以上に労力がいらず、また、気候や天候をあまり気にすることなく、学習機会が保障できます。この取組により、今後も持続可能な水泳指導ができると思われます。学校からは大変助かっていると聞いています。

また、7月になれば子どもたちが心待ちにしている夏休みの話題も聞こえてくると思います。あと少し頑張ってもらい、このまま大過なく1学期の終業式を終え、元気に夏休みを迎えてほしいと思っています。

教育長

それでは、これより令和8年第7回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員の過半数が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。

議事録署名委員には、**野口委員**を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、**野口委員**といたします。よろしくお願いします。

教育長 日程第2 令和8年第5回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 続きまして、令和8年第6回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認についてであります。議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりにすることといたします。

教育長 日程第3 議案第56号 教育委員会職員の人事については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、非公開で審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(なしの声)

教育長 非公開で審議することは、出席委員の3分の2以上での議決を要することとなっておりますことから、議決を得たいと思います。非公開審議に賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
議案第56号は、非公開で審議することに決しました。

傍聴者及び関係所属以外の職員方のご退出ください。

教育長 議案第 56 号 教育委員会職員の人事についてを教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)
(非公開審議のため議事録省略)

教育長 議案第 56 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 56 号は、可決いたしました。

教育長 それでは、入室ください。

教育長 続いて、議案第 57 号 伊賀市同和奨学金支給選考委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 任期が令和 9 年 6 月 30 日までですが、同和奨学金を受給する学生がいなくなって、新しい制度に変わるということでしょうか。

教育総務課長 同和奨学金は令和 6 年度までの制度ですが、令和 6 年度の時点で受給資格のある方の中で、一番若い高校 1 年生が卒業するまでの高校 3 年間と、大学進学を希望した場合の大学 4 年間の、最長令和 12 年度までは退学等がない限り対象者がいる可能性がありますので、その間は設置をしていきます。

教育長 条例の第 2 条に大学院は除くと書かれていますので、長くても大学卒業までということですね。

教育総務課長 そうです。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 57 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 57 号は、可決いたしました。
続いて、議案第 58 号 伊賀市教育委員会不適切な事務処理等の公表
に関する要綱の制定についてを議題といたします。
本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 もし公表すべきものを公表しなかったという事案が起こった場合に
は、何か罰則等はあるのでしょうか。

教育総務課長 罰則等は特にありません。

委員 公表するかどうかのガイドラインのような役割として設けるという
ことですか。

教育総務課長 そうです。

委員 個別公表にある「(1) 100 人を超える個人情報の漏洩があったもの」
について、子どもの数が減って 100 人を超えていない学校も増えてく
ると考えられますが、個人情報が漏洩した場合に公表をしないのです
か。

教育総務課長 一定の基準として100人という基準を設けていますが、「(8) 前
各号に掲げるもののほか、市長が公表すべきと判断するもの」と基準
を設けられていますので、少数であっても重大さや影響力を加味して
判断をします。

教育長 該当する個人には事前に了承を得ることとなっており、本人が拒否す
る場合もあります。個人が特定されたり、ネットで第三者から意見を言
われ、それを見て本人が傷つく可能性がありますので、特に気を付けな
ければいけないと思います。

委員 学校でも、言い伝えで聞いて正しい情報が伝わっていない様子が子どもたちから見られることがあるため、学校の中での十分な説明が必要だと思います。公にしない場合でも、学校での説明の仕方等について考えていただけたらと思います。

委員 伊賀市としては「伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱」があり、教育委員会として同じ公表基準を設け、市長、副市長に報告をした後、所属長が公表するとありますが、教育委員会の場合は、市長、副市長に報告した後、教育長にも報告し、教育長が公表の最終判断をするのではなく、所属長である事務局長が最終判断するという事で合っていますか。

教育総務課長 教育委員会の場合は、まずその事案を事務局長と教育長に報告し、市長、副市長にも報告をします。教育長は報告を受ける立場として、総合的な判断を行っていただきますが、公表するかどうかの判断は事務局長に行っていただきます。

教育長 教職員も対象になりますか。

学校教育課長 処分の判断については三重県が行いますが、公表は伊賀市で行います。

委員 要綱の制定によって、公表の基準についての一定のガイドラインを定めることになりましたが、取り扱いはこれまでと変わらないですか。

教育総務課長 報道機関や議会への資料提供はこれまでと変わりませんが、ホームページに掲載されることになりました。決まった期間ではなく、現時点ではずっと残っていくものとされています。

事務局長 文書の保存期限は1年ですが、ホームページには残ります。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第58号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 58 号は、可決いたしました。

教育長 日程第 4 議案第 59 号 伊賀市いじめ問題専門委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 これまでに開催されたことはありますか。

学校教育課長 今のところはありません。被害を受けた子どもの生命、心身、財産に重大な被害が生じた時、または、相当期間の欠席を余儀なくされている時をいじめ重大事態としており、これが起こった時に 4 名が集まり会議を行います。普段は年 2 回、連絡協議会で現状や取り組みの確認をしています。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 59 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 59 号は、可決いたしました。
続いて、議案第 60 号 伊賀市就学等に関する細則の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 今まで住所が西之澤で、大沢の自治会に入っていた方はいなかったのですか。

学校教育課長 2軒ありますが、子どもがいなかったため分からなかったです。

委員 今回該当となる方は、西之澤であっても大沢の自治会に入っていることから、大山田中学校に通うことは理解してくれているのですか。

学校教育課長 大山田中学校区から転居される方で、本来であれば霊峰中学校区になりますので、引き続き大山田中学校に通うには校区外にしなければいけないのですが、自治会も一緒ですので、校区外の手続きは不要とすることになりました。

委員 今までにもその地域に子どもがいることがきっかけで発覚することがあったと思いますが、線引きの整備や確認は、子どもがいない限り確かめることはないのでしょうか。

学校教育課長 山が切り開かれて宅地になっていることもあり、こういったことがきっかけで分かることがほとんどです。

教育長 土地の名前と校区の範囲がずれていることもあります、子どもたちが困らないように合わせているような形です。

委員 見つかった時点で臨機応変に線引きを変えていくことは柔軟性があるって良いことだと思いますが、偶然同じタイミングで2軒転居した時に、一方は霊峰中学校のエリアだと思ったからその地域に転居し、もう一方は大山田中学校のエリアだと思ったから転居したと言われた場合に、問題になってしまうことがあるかもしれないので、ある一定の期間で整備しておく作業は必要ではないかとも感じます。

教育長 ホームページにも校区が書かれていますが、土地の名前どおりにいかないことが難しい点だと思います。

委員 ホームページに書かれている分、この土地はこの校区ではないかという意見も出るかもしれないと思います。

学校教育課長 ご意見として検討させていただきます。

委員 子どもの人数が減って、学校が統合となった場合に、また同じ問題が浮上すると思います。区分けをしてみると人数が見えてきたり、遠い学校に通わないといけないことが分かったりするので、そういった面でも確認しないといけない問題ではないかと感じました。

教育長 希望ヶ丘も大山田中学校と霊峰中学校に分かれるところがありますよね。

委員 分団されており子どもたちが影響を受けているのを見ることもあります。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 60 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 60 号は、可決いたしました。
日程第 5 議案第 61 号 伊賀市子ども健全育成施策検討委員会委員
の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 61 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 61 号は、可決いたしました。

続いて、議案第 62 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 62 号に対し、
原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 62 号は、可決いたしました。

教育長 それでは、日程第 6 報告説明事項に移ります。
事項①番 令和 7 年伊賀市議会定例会令和 8 年 6 月定例会月会議 教
育行政関係一般質問についてを説明します。

(教育長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項②番 寄附について（教育総務課）を説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項③番 伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部
改正についてを説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項④番 寄附について（文化財課）を説明をお願いします。

(文化財課長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑤番 「郷土の夜咄会」の開催についてを説明をお願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑥番 「大人の読書会」の開催についてを説明をお願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑦番 「図書館探偵団 2026」の開催についてを説明をお願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑧番 「三重県誕生 150 周年記念 調べ学習アドベンチャー！」
の開催についてを説明をお願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑨番 「なつやすみ映画上映会」の開催についてを説明お願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑩番 「映画上映会『疎開した 40 万冊の図書』」の開催についてを説明お願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 事項⑪番 「伊賀市読書感想文コンクール作品募集」についてを説明お願いします。

(中央図書館長 説明)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 続いて、事項⑫番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

(なしの声)

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

それでは、これもちまして、第7回定例会は閉会といたします。
議事協力どうもありがとうございました。

11 時 19 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員